労働保険料の延滞金の軽減措置について(概要)

1 改正の趣旨・内容

〇 延滞税の軽減措置について

国税については、現在の低金利の状況を踏まえ、年 14.6%の延滞税は高すぎるとの問題意識から、所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5号)により、延滞税の軽減措置が講じられた(※)。

※ 所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)による租税特別措置法の一部改正 (平成 26 年 1 月 1 日施行)

○ 社会保険料、労働保険料等の延滞金の軽減措置について

社会保険料、労働保険料等の延滞金については、平成 21 年の法改正(※)により、事業主等の負担を軽減する等の観点から、延滞税と同様に軽減措置が講じられたところであり、今般も延滞税の取扱いに準じ、社会保険料、労働保険料等の延滞金について軽減措置を行うものである。

※ 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険料等の一部を改正する 法律(平成21年法律第36号)(平成22年1月1日施行)

〇 延滞金の割合

【現行】

徴収法 特例 (附則 12条) 延滞金 14.6% — 2ヶ月 以内 7.3% 4.3% (注1)

【改正後】

	徴収法 28 条	特例の改正	参考 (注3)
>	14.6%	特例基準割合(注2) +7.3%	9. 2%
	7. 3%	特例基準割合(注2)+1%	2. 9%

- (注1)日銀の商業手形基準割引率+4%
- (注 2) 特例基準割合=各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の 短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年 の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算し た割合
- (注 3) 平成 26 年の特例基準割合をベースとした割合 (平成 27 年の特例基準割合について は平成 26 年中に決定される。)

2 施行期日

平成27年1月1日(予定)